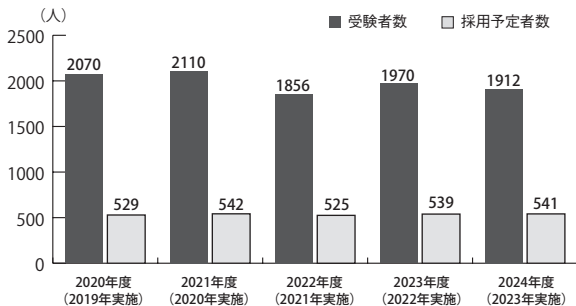


長野県

面積	13,562 km ²
人口	1,990,915 人
県の花	りんどう
県の木	しらかば
県の鳥	らいちょう

求める教員像	<ul style="list-style-type: none"> ○教育者としての使命感と責任感を持ち、社会人として規律を遵守する人 ○教育への情熱を持ち、真摯に子どもを理解しようとする人 ○豊かな人間性と広い視野、確かな人権意識を持ち、子どもや保護者の思いに共感できる人 ○同僚や保護者、地域の方々と協力し、共に汗を流し行動する人 ○創造性と積極性があり、常に向上し続けようとする、心身のたくましさを持っている人 ○幅広い教養と教科等の専門的な知識・技能を持ち、柔軟に対応することができる人 ○探究的な学びや、校内外での様々な活動に対して、積極的に取り組むことのできる人
出願期間	公開日 4月12日(金) 電子申請 4月15日(月)～5月7日(火)
試験日程	1次試験 試験日 [小・中・特] 6月29日(土)・30日(日) [高] 6月29日(土) 合格発表日 7月23日(火) 2次試験 試験日 8月5日(月)～9日(金)の指定した日 合格発表日 9月下旬
年齢制限	昭和40年4月2日以降に生まれた者
募集教科	[小] [中] 国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 技術, 家庭, 英語 [高] 国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 保健体育, 芸術(音楽, 美術, 書道), 外国語(英語), 農業, 工業, 商業, 家庭, 情報, 福祉 [特] [養] [栄]
特記事項	<p>■身体に障がいのある人を対象とした教員選考 ■スポーツの技能や実績のある人を対象とした教員選考</p> <p>令和7年3月31日現在49歳以下で、規定の要件を満たす者は、1次の教職・一般と小論文を免除([高]保健体育志願者は実技も免除)。2次の個人面接は1回追加。■社会人を対象とした選考 次の①、②対象者は1次の教職・一般を免除。①教職(常勤・非常勤講師を含む)経験者を対象とした選考 教諭・講師等の経験が令和7年3月31日現在で3年以上ある者。②民間企業等経験者を対象とした選考 令和7年3月31日現在で、民間企業等の経験が3年以上ある者又は青年海外協力隊等の経験が2年以上ある者。■特別選考 ①補欠合格者等を対象とした選考 規定の要件を満たす者は、1次とオンライン適性検査を免除。[高]は2次の集団面接も免除。②大学推薦選考 [小・中・特]志願者で、規定の要件を満たす者は、1次の教職・一般、小論文、集団面接を免除。③発達障がい児童生徒特別支援のための選考 [小・中]志願者で、発達障がいに関する専門の知識を有し、規定の要件を満たす者は、1次の教職・一般、小論文、集団面接を免除。④博士号取得者を対象とした選考 [中・高]数学、理科、[高]農業、工業、情報志願者で、規定の要件を満たす者は、1次は適性検査と書類審査のみ。[高]の2次は個人面接を3回実施。⑤正規教員経験者を対象とした選考 規定の勤務経験のある者は、1次の教職・一般、小論文、集団面接を免除。[高]は2次の集団面接も免除。⑥英語資格所有者を対象とした選考 [中・高]英語志願者で、規定の資格所有者は、1次の教職・一般、専門、小論文を免除。⑦長野県内小・中学校で学級担任経験のある講師で小学校教諭受験者を対象とした選考 1次は適性検査と書類審査のみ。⑧長野県内中学校で学級担任経験のある講師で中学校教諭受験者を対象とした選考 1次は適性検査と書類審査のみ。</p>

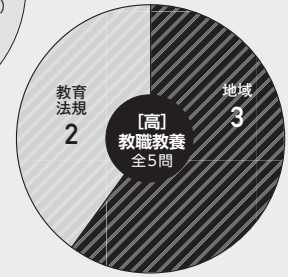
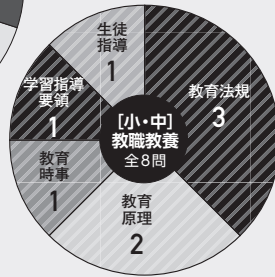
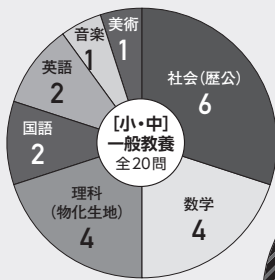
▼受験者数等推移



▼令和4年度 問題行動調査でのいじめの認知件数と不登校児童・生徒数

	小学校	中学校	高等学校
いじめ(件)	7,803	1,576	180
不登校(人)	2,125	3,610	949

2025年度(2024年実施) 筆記試験DATA



*「地域」には「教育原理」、「教育時事」も含まれる。

- ▶ 教育法規は教育基本法
- ▶ 人文科学は国語(同音異義語等)と英語(単語, 英文法, 熟語)
- ▶ 自然科学は数学(二次関数, 平面図形等)と理科全般

〈教職教養〉では例年通り, 小・中学校(以下, 義務)と高校ともに五択形式で教育心理と教育史以外の分野から出題された。

学習指導要領について, 義務では中学校学習指導要領解説特別の教科道德編から「第2章 第2節 道徳科の目標」に関する問題が出題された。

教育原理(特別支援教育, 人権教育, 安全教育等)のうち, 特別支援教育について, 義務では学校教育法第72条が出題された。人権教育について, 高校では「人権教育推進プラン(人権教育指導の手引—改訂版—)」(2021年)から「7 人権教育の指導方法の工夫」が出題された。安全教育について, 義務では「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(2019年)から「第1章 総説 第2節 学校安全の考え方」が出題されている。

生徒指導について, 義務では「生徒指導提要」(2022年)のまえがきが出題された。

教育時事について, 高校では「第4次長野県教育振興基本計画」(2023年)が出題された。

教育法規について, 義務では必出の憲法から第12, 30, 54条が, 教育基本法から第9, 12条が, それぞれ出題された。また, 地方公務員法や教育公務員特例法, こども基本法, 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律も出題されている。高校では, 頻出の教育基本法から第9条が出題されたほか, 地方公務員法等も出題されている。

〈一般教養〉のうち, 人文科学について, 義務では国語(同音異義語等), 英語(英文法, 文章読解等), 音楽, 美術を中心として幅広く出題されており, 今年度も同様であった。高校では例年通り, 国語(同音異義語, 日本文学等), 英語(単語, 英文法, 熟語)から出題された。社会科学では例年, 義務と高校ともに世界史, 日本史, 政治, 倫理を中心として幅広い分野から出題されており, 今年度も同じ傾向であった。自然科学について, 義務と高校ともに数学では幅広い分野からまんべんなく出題され, 理科でも各分野からさまざまな問題が出題されており, 今年度も同様の傾向となった。